第九節　偶発事象に係る資金流出額

（偶発事象に係る資金流出額）

第四十九条　第十八条第八号に掲げる「偶発事象に係る資金流出額」とは、次に掲げるものの合計額をいう。

一　流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額

二　信用保証に係る偶発的な資金流出額

三　顧客のショート・ポジションに係る資金流出額

四　その他偶発事象に係る資金流出額

（流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額）

第五十条　前条第一号に掲げる「流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が契約に基づき行うファシリティ（流動性ストレス時に銀行又は連結子法人等が取消可能なものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものに係るファシリティ未使用枠の額に、当該各号に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

一　取引相手方が信用供与を受ける際に銀行又は連結子法人等に対する事前の通知が必要なもの　零パーセント

二　前号に掲げるもの以外のもの　三パーセント

（信用保証に係る偶発的な資金流出額）

第五十一条　第四十九条第二号に掲げる「信用保証に係る偶発的な資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が契約に基づき行う信用保証（自己資本比率告示第七十八条第一項の表二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務、同表五十の項に規定する特定の取引に係る偶発債務及び同表百の項に規定する信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証に該当するものに限る。）をいう。）に相当するものの額の合計額に二パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

（顧客のショート・ポジションに係る資金流出額）

第五十二条　第四十九条第三号に掲げる「顧客のショート・ポジションに係る資金流出額」とは、取引相手方から担保又は受入資産として受け入れた有価証券（流動資産に該当する有価証券を除く。）を、銀行又は連結子法人等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のショート・ポジションを充足するためにレポ形式の取引等に基づいて差し入れている場合に、当該レポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額に五十パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

（その他偶発事象に係る資金流出額）

第五十三条　第四十九条第四号に掲げる「その他偶発事象に係る資金流出額」とは、偶発的な金銭その他の支払（前三条に定めるもの以外のものに限る。次項において「その他主要な偶発事象」という。）であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じると見込まれるものの額（次項において「個別偶発事象に係る資金流出額」という。）の合計額をいう。

2　銀行又は連結子法人等は、その他主要な偶発事象に係る資金流出額の計算において、銀行又は連結子法人等の流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類ごとに個別偶発事象に係る資金流出額を設定することとする。

第十節　その他資金流出額

（その他資金流出額）

第五十四条　第十八条第九号に掲げる「その他資金流出額」とは、次に掲げるものの合計額をいう。ただし、約定未受渡の有価証券購入及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該有価証券購入に係る資金流出額並びに約定未受渡の有価証券売却及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該レポ形式の取引等に係る資金流出額を除くことができる。

一　約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額

二　約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額

三　金利及び手数料等の支払に係る資金流出額

四　無担保の有価証券借入に係る資金流出額

五　配当の支払に係る資金流出額

六　その他契約に基づく資金流出額

（約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額）

第五十五条　前条第一号に掲げる「約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額」とは、約定未受渡の有価証券購入（基準日から三十日を経過する日までの間において受渡しが完了するものに限る。）に基づいて銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に支払を行う金銭の額に、約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2　前項の約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　流動資産（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。）　零パーセント

二　有価証券（前号に掲げるものを除く。）　百パーセント

（約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額）

第五十六条　第五十四条第二号に掲げる「約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額」とは、約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引（いずれも基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められているものに限る。）に基づいて銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に差し入れる金銭の額に、約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2　前項の約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出率は、次の各号に掲げる受入資産の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　レベル1資産　零パーセント

二　レベル2A資産　十五パーセント

三　レベル2B資産に該当する住宅ローン担保証券　二十五パーセント

四　レベル2B資産（前号に掲げるものを除く。）　五十パーセント

五　有価証券その他の資産（前各号に掲げるものを除く。）　百パーセント

（金利及び手数料等の支払に係る資金流出額）

第五十七条　第五十四条第三号に掲げる「金利及び手数料等の支払に係る資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が行っている取引から発生する金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額に、次の各号に掲げる支払の区分に応じ、当該各号に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

一　リテール預金、中小企業等預金、リテール負債性有価証券及びホールセール無担保資金調達等のうち預金等に係るもの　第二節及び第三節に定める当該預金等又は負債性有価証券に係る資金流出率

二　前号に掲げるもの以外のもの　百パーセント

（無担保の有価証券借入に係る資金流出額）

第五十八条　第五十四条第四号に掲げる「無担保の有価証券借入に係る資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が無担保で借り入れている有価証券のうち、基準日から三十日を経過する日までの間に当該借入れの決済期が到来するものの時価に、無担保の有価証券借入に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2　前項の無担保の有価証券借入に係る資金流出率は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　カバード・ショート・ポジションにおいて用いられているもの　百パーセント

二　前号に掲げるもの以外のもの　零パーセント